**「もずやん活用大阪プロモーション事業」業務委託仕様書**

**1　委託事業名**

もずやん活用大阪プロモーション事業

**2　事業目的**

2025年大阪・関西万博（以下「万博」という。）の開催を契機として、「大阪」の情報と魅力　　　　を強力に発信し、さらなる大阪のイメージ向上・国内外からの誘客促進につなげるため、大阪府広報担当副知事「もずやん」（大阪府メインキャラクター）を積極的に活用したプロモーションを推進する。

　　（参考）大阪府広報担当副知事「もずやん」について

　　　　　　https://www.pref.osaka.lg.jp/o070050/koho/character2/index.html

**３　委託業務内容及び提案を求める事項**

(1)　万博会場における大阪PRイベントの企画・実施業務

大阪府広報担当副知事「もずやん」を通じて、大阪の魅力と情報を発信し誘客促進につなげるた　め、万博会場における「大阪」PRイベントを企画・実施すること。

〇イベントの開催日は、万博閉幕の前日で最終日曜日である令和７年10月12日（日曜日）とし、万博並びに大阪ヘルスケアパビリオン（以下、「大阪PV」という。）のフィナーレを飾るのにふさわしいイベントとすること。

〇イベント全体のコンセプトは、「もずやん」を大阪の顔として、キャラクターの持つ親しみやすさと発信力を活かし、他のキャラクターとともに、国内外からの多くの来場者が集う万博会場から、大阪の魅力を発信するイベントを実施し、大阪の魅力を体感できるPRコンテンツを組み合わせることで、さらなる大阪のイメージ向上並びに誘客促進につなげるものとする。

〇例えば「もずやん」自身がプロデュースするイベントの仕立てとするなど、親しみやすさ等　　キャラクターの魅力を最大限に活かすこと。

〇国内外からの万博来場者に向けて、大阪の魅力発信に繋がる演出・工夫を行うこと。

〇「もずやん」と大阪の魅力発信を絡めた来場者参加型ステージなど、キャラクターを通して来　場者が楽しみながら大阪の魅力を感じることができるステージコンテンツを企画するとともに、広場部分においてサイネージ・パネルなどで大阪の魅力をPRするなど、使用可能エリアを最大限に有効活用したコンテンツを構築すること。なお、実施するコンテンツは、最終的に府と協議の上決定することとする。

〇イベントは、英語話者や聴覚に障がいがある人にも伝わるようにすること（発言内容を文字起こしするAI技術等の活用など）。

〇ステージコンテンツの企画にあたっては、例えば「午前の部」「午後の部」といった構成とするなど、少なくとも一日のうち2回以上実施すること。

なお、実施するコンテンツは同じ内容でもよいが、演出や出演者を一部変更するなど、回に　　よって違いを設け、両方を観た人でも楽しめるようにするなど、工夫を行うことが望ましい。

〇「もずやん」（必須）の他、府内外の自治体キャラクターなど、複数のキャラクターが連携することによる相乗効果を期待する。なお、キャラクター出演の企画にあたっては各キャラクターや万博会場のレギュレーションに十分留意すること。また、キャラクターの出演調整については大阪府（以下「府」という。）との協議の上で、受託者で行うこと。

＜キャラクターの例＞

・府と広報に関する連携をしている「くまモン」や「しまねっこ」

・府内市町村の魅力発信を推進している府内自治体等キャラクター

　　　※上記キャラクターの活用の有無は事業者の提案による。

〇国内外問わず多くの観客がイベントに来場するための誘因方策（ノベルティの作成・配布等）　を企画・実施すること。実施に際しては、会場の座席数の8割以上が埋まるように工夫し、イベントの広報を行うこと。なお、イベント開催前に広報を行うことも可能とする。

〇イベントが安全かつ滞りなく開催されるよう、イベント当日の運営スタッフを適切に配置するほか、パーテーションなどの資機材等を使用して警備や来場者誘導、人流整理などの対応を適切に行うこと。また、運営にあたり警備計画書等を作成し、府に提出すること。

〇原則として雨天決行とし、雨天の場合を想定したイベント内容も併せて提案すること。また、観客や出演者（キャラクターなど）双方の観点から、当日の天候に合わせた風雨対策や暑さ対策を行うこと。なお、キャラクターの出演に関しては当日の天候状況により府と協議すること。

〇イベント全体の具体的な企画内容やイメージパース、タイムスケジュールなどを作成したうえで、遅くともイベント開催の2か月前（令和7年8月12日（火曜日））までに府と協議を行うこと。

〇イベント開催日の1.5か月から２か月前までに、大阪PV催事事務局が提出を求める運営　　　マニュアル、進行台本、設営図面、使用映像素材等の必要書類を作成し、府に提出すること。その他府の求めに応じ、マニュアルや資料を作成すること。

開催日：令和７年10月12日（日曜日）

会場：大阪ヘルスケアパビリオンリボーンステージ（万博会場内）

　　　＜リボーンステージの概要＞

* 大阪PVの敷地内に設置される屋外催事スペースで、万博会場の主動線に隣接
* リボーンステージ（電気使用含む）、基本機材・付帯備品（音響・映像（LED　　　　　ビジョンあり）・照明機材関係）の使用料は無料
* ステージと広場部分からなり、ステージは一部膜屋根の水盤上に設置され、規格は間口約10ｍ×奥行き約7.8ｍ（約95㎡）、床素材はホワイトコンクリート
* 広場部分の面積約190㎡で、150隻程度の移動式観客用ベンチを設置、ベンチを片付けると広場としてイベント開催が可能（テントの設置可）、床の耐荷重は10t/㎡、床素材はインターロッキング
* イベント開催可能時間は9時から20時40分で、その時間内に任意に設定
* 設営・撤去は、万博会場の閉場時間帯（22時から翌９時まで）で実施

※その他、現時点でのイベント会場の概要・ルールについては別添資料「【概要版】催事　　　　　　ガイドライン」を参照のこと。なお、会場について、現時点では、上記以上の情報を示すことができないため、上記の情報を踏まえた企画内容の検討・積算を行うこと。また、　今後、仕様や条件等が変更となる場合があるので、催事ガイドラインの最新版が示された場合は、必ず最新版の催事ガイドラインに沿って対応すること。

※無料対象以外の施設利用に係る費用は、本事業の委託料から支払うこと。また、必要に　応じて、府とともに、大阪府・市万博推進局（以下「万博推進局」という。）や大阪PV　　　　事務局、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）と　調整を行うこと。万博会場内の費用に関する詳細は、現時点で公開されていないため、　現在想定されていない費用についても、支払いが生じる可能性があるので、対応する　　こと。

※催事にあたる全ての作業において、原状回復を原則とすること。設備等を損傷・汚損・　紛失等し、大阪PV催事事務局より弁償を求められた場合は、受託者において支出すること。

※イベント内で発生したごみについては、持ち帰り処分すること。

※本業務に係る賠償責任保険、傷害保険に加入すること。

（参考）大阪PVホームページ　https://2025osaka-pavilion.jp/

【提案を求める事項】

・「もずやん」を活用し、万博閉幕の前日（最終日曜日）に、国内外からの多くの来場者が集う万博会場から大阪の情報と魅力を発信し、府への誘客促進につながる内容を提案すること。

・「もずやん」と大阪の魅力発信を絡めた来場者参加型ステージなど、キャラクターを通して来場者をひきつけ、また、来場者が楽しみながら大阪の魅力を感じることができるステージコンテンツを企画するとともに、広場部分においてサイネージ・パネルなどで大阪の魅力をPRするなど、使用可能エリアを最大限に有効活用したコンテンツを提案すること。

・子どもや外国人、聴覚に障がいがある人にも伝わるような実施方法を提案すること。

・府内外の自治体キャラクターなど、複数のキャラクターの相乗効果を発揮する提案を行うこと。

(2) 「もずやん」を活用した府内全域のPR動画制作及びそれを活用したプロモーション業務

キャラクター（もずやん）の親しみやすさや特性を活かした府内全域のPR動画の制作と、PR動画を活用した効果的なプロモーションを実施すること。

〇PR動画の制作にあたっては、「もずやん」を使用し、府内全域を3つ以上に区分して撮影する提案を行うこと。その際、「北摂・河内・泉州」といった地域や、食、歴史、観光といった切り口など、来阪意欲を高める区分を提案すること。また、提案の際、大阪への集客や府内周遊の促進を図る府の既存事業等を参考にすること。なお、府内全域の区分やコンテンツ内容は、最終的に府と協議の上決定することとする。

〇PR動画は、国内外問わず多くの観光客の来阪意欲を喚起する訴求力の高いものとすること。　なお、提案した区分ごとに、複数の動画（＜短尺＞30秒程度を1本以上、＜長尺＞１～２分程度を1本以上）を制作するとともに、府内全域の魅力が伝わるようまとめた動画を1本以上制作すること。

制作にあたっては、素材として受託者が従前より保有するものを使用しても差し支えない。

〇PR動画の制作にあたっては以下の点を踏まえること。

* 複数の言語で制作すること（日本語版・英語版は必須）
* 映像の加工・編集、音楽、ナレーション及びテロップの付加などの編集を必要に　　　応じて行うこと。
* 動画に写る人、商標等、肖像権に触れる場合は、画像処理を施すこと。
* 完成までに府による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
* 画質は、８Kまたは４K解像度対応とすること。
* もずやん以外のキャラクターを出演させる場合は、府と協議の上、受託者にて調整を行うこと。

〇プロモーションにあたっては、制作したPR動画を、府公式SNS（もずやんX、Youtube　　　　チャンネル等）・ウェブサイトで発信する。加えて、国内外のより多くの人に大阪の魅力を発信・拡散できるよう、動画の放映や各種広告等を用いるなどのプロモーションを展開すること。

〇プロモーションの実施時期は、(1)で実施する万博会場におけるイベントにつなげられるよう、イベントよりも前の時期に設定すること。

【提案を求める事項】

* キャラクター（もずやん）の親しみやすさや特性を活かし、キャラクターを通じて、大阪の魅力発信につなげる、発信力のある効果的なPR動画の制作及びプロモーションを提案すること。
* PR動画の制作にあたっては、「もずやん」が紹介する府内全域（北摂・河内・泉州などエリア）の具体的なスポットの選定や府内自治体のキャラクターとのコラボ等、大阪全体の魅力発信に適した手法・内容を提案すること。
* プロモーションにあたっては、府公式SNSやデジタルサイネージ等とともに、万博会場でのイベントにおいて発信することとし、イベントで大阪の魅力発信のPR効果を高められるよう、一体的なプロモーションとなるよう提案すること。

(3)　効果測定

本事業を通じて「大阪を旅先に選びたいと思ったか」など、本事業の目的達成状況を測るととも

に、観光促進にキャラクターを活用することによる事業への効果を測るためのアンケートや視聴回数等の統計データの収集等を実施し、効果測定を行うこと。特に、PR動画の効果測定にあたっては、万博会場における大阪PRイベントの参加者以外からも幅広く回答を得ること。

なお、アンケート等の内容（項目、方法、対象範囲、サンプル数等）は、最終的に府と協議の上

決定することとし、統計学的に有意であること。

【提案を求める事項】

* 効果測定の内容、手法、アンケートの実施方法及び回収率を高める方法について提案すること。

(4)　事業の実施体制、計画等の策定

上記(1)(2)(3)について、契約期間内に計画的かつ効率的に実施できるよう、計画を立てて進行管理を行うこと。

* 事業を実施するうえで十分な運営体制を構築すること。
* 事業を計画的かつ効率的に実施できる体制、スケジュールとすること。
* 府、大阪PV事務局や博覧会協会、府内市町村等の関係機関との連絡、調整が迅速に行える体制とすること。
* 連絡体制や安全管理、緊急時の対策等について、十分に配慮した提案とすること。
* 過去に本事業と類似する事業実績があれば、その履行実績を示すこと。

【提案を求める事項】

* 事業を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる体制について提案すること。
* 事業を円滑に遂行できる全体スケジュールを提案すること。

(5)　事業に係る留意事項

〇本事業については、契約締結後、府と週1回を目途に打合せを行うとともに、万博推進局、　　　大阪PV事務局、博覧会協会等からの今後の情報をもとに、都度調整を行い、決定するものとする。

〇本事業については、博覧会協会が作成・公開している「２０２５年日本国際博覧会ユニバーサ　ルサービスガイドライン(展示・催事／演出・飲食／物販)について」の他、各種ガイドライン等を踏まえて実施すること。動画等の一切の成果物についても同様とする。

**４　委託事業実施上の留意点**

* 本企画提案公募は受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて府と　　　受託者において協議すること。契約締結以降も仕様内容が変更となる場合がある。
* 受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、府の指示に従うこと。
* 受託者は府と緊密に連絡を図り、情報を共有しながら事業を実施すること。
* 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、府へ報告すること。
* 受託者は、府と協議の上、契約締結後速やかに業務実施計画書を提出すること。
* 受託者は、経費支出等の確認書類（請求書、支払書等）について、適切に整理、事業年度 終了後5年間保存すること。なお、府から請求があった場合、速やかに提出すること。
* 再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から一部を受託者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することが　　できる。再委託により実施する場合は、事前に府と協議し、承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

ア 業務の主要な部分を再委託すること。

イ 契約金額の相当部分を再委託すること。

ウ 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。

エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

* 本事業で使用される全てのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
* 本事業における成果物の著作権及び肖像権は、納品をもって府に帰属するものとする。 ただし、当該著作物のうち受託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保されるものとし、受託者は府及びその指定する者の必要な範囲で府及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。
* また、本事業終了後においても府がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うに　あたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとすると ともに、著作者人格権(著作権法（昭和45年法律第48号）第18条第１項、第19条　　第１項及び第20条第１項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
* 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め、又は損害賠償を求められた場合、受託者は府に生じた損害を賠償しなければならない。
* 本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、府と 協議を行い、指示に従うこと。
* 業務履行等に際して必要な費用等の契約書類作成時の印紙代、本事業に関する企画、データ等の一切の著作権及び使用料等をはじめ、業務委託の業務に関する一切の費用はすべて 当初の契約金額に含むものとする。
* 応募・提案された内容（企画書等）は返却しない。

**５　成果物の提出**

本事業終了後、契約満了日までに府あて以下の成果物等を提出すること。

※以下(1)～(2)における電子データはCD-R・USBメモリ等に格納し提出すること。

(1)　実施報告書（A4サイズ５部）及び電子データ

実施報告書は、実施概要、収支決算書、実施記録（実施内容がわかる写真）等を含めて作成する

こと。

(2)　本事業で作成した全ての成果物

マニュアル、作成した広報物データ、PR動画制作中の記録写真や映像データなどについても　提出すること。

(3)　報道実績に係る報告書（電子データで提出）

掲載された記事（著作権・肖像権等に留意）、ホームページなどのWEB情報について　　　　　取りまとめた報告書、国内外のテレビ等で放送された動画データを提出すること。

**６　その他**

(1)　守秘義務等について

* 受託者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、委託業務遂行の目的以外に使用し、又は　　　第三者に提供してはならない。
* 委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受託者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。

(2)　個人情報の取り扱いについて

* 委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託者の責任において厳重に　　管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受託者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託者の責任において確実にデータの 破棄を行うこと。
* 受託者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、府に情報提供する　ことを当事者に事前に説明し同意を得ること。
* 事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は受託者に帰属するものとし、府の指示に従い提供を行うこと。
* 契約を締結する際、受託者は、個人情報の保護の観点から、誓約書（別途提示）を提出する

こと。

(3)　その他留意事項について

* 府は、特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、契約締結及び事業実施にあたっては、受託者は必ず府と協議を行いながら進めること。
* 本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、府と　協議を行い、指示に従うこと。
* 受託者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後5年間保存すること。
* 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨に　よるものとする。